

2017（平成29）年度  
金沢大学人間社会学域  
法学類編入学学生募集要項

金沢大学人間社会学域

法 学 類

# 目 次

## 2017(平成29)年度金沢大学人間社会学域法学類編入学学生募集要項

1. 募 集 人 員	1
2. 編入学の時期及び編入学年次	1
3. 編入学時のコース所属	1
4. 出 願 手 続	1
(1) 出 願 資 格	1
(2) 出願書類受付期間	2
(3) 送 付 先	2
(4) 出願に必要な書類等	2
5. 選 考 方 法 等	3
6. 合 格 者 発 表	3
7. 入 学 手 続	4
8. 授 業 料	4
9. 個 人 情 報 の 保 護	4
10. そ の 他 注 意 事 項	4

## 金沢大学人間社会学域法学類入学案内

1. 金沢大学人間社会学域法学類受入方針	5
2. 金沢大学人間社会学域法学類とは	6
3. カリキュラムの説明	7
4. 法学類教員名簿	14

2017(平成29)年度  
金沢大学人間社会学域  
法学類編入学学生募集要項

1. 募集人員

10名

2. 編入学の時期及び編入学年次

編入学の時期は、2017(平成29)年4月1日とし、第3年次に編入するものとします。

3. 編入学時のコース所属

法学類に設置されている3コースのうち、「公共法政策コース」と「企業関係法コース」については、志望に応じて、いずれかのコースに所属することができます。「総合法学コース」は定員を若干名としますので、同コースを志望する場合は「編入学願書」の該当欄をチェック☑してください。同コースへの所属は、編入学試験の成績によって決定されます。また、同コースへの所属が認められなかった場合は、公共法政策コースと企業関係法コースのいずれかを選択することになります。コース所属志願書は入学手続の通知書に同封します。

4. 出願手続

(1) 出願資格

編入学を志願することのできる者は、次の「ア～<sup>キ</sup>カ」のいずれかに該当し、かつ「<sup>ク</sup>キ」の資格を満たしている者としてします。

ア 学士の学位を有する者及び2017年3月31日までに学士の学位を取得見込みの者

イ 大学、短期大学及び高等専門学校を卒業した者及び2017年3月31日までに卒業見込みの者

ウ 他の大学に2年以上(休学期間を除く)在学し、かつ、その大学で60単位以上を修得した者及び2017年3月31日までに修得見込みの者(2017年3月31日をもって2年間の在学となる者を含む)

エ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による学校等を卒業(修了)した者

オ 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1700時間以上であるものに限る)を修了した者(学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有するものに限る)及び2017年3月31日までに修了見込みの者

カ 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限り)および平成29年3月31日までに修了見込みの者

キ 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む)を修了した者及び2017年3月31日までに修了見込みの者

ク 下記の①あるいは②のいずれか一つの資格を満たしている者。

①TOEFL-iBT: 61点以上

②TOEIC : 600点以上

※TOEFL-ITP(団体向けTOEFLテストプログラム)・TOEIC-IP(団体特別受験制度)の成績は使用できません。

※スコアは、2014(平成26)年8月19日以降に受験しているものが有効です。

(2) 出願書類受付期間

2016年8月17日(水)～2016年8月19日(金)

出願書類は、本学所定の封筒に入れ、「書留速達郵便」での郵送のみの提出とし、期間内に必着とします。ただし、締切日(2016年8月19日(金))を過ぎて到着した出願書類のうち、2016年8月18日(木)までの発信局日付印のある書留速達郵便に限り受理します。

(3) 送付先 〒920-1192 金沢市<sup>かくままち</sup>角間町 金沢大学学生部入試課入学試験係

(4) 出願に必要な書類等

志願者は、次の書類等を一括して所定の期日までに金沢大学学生部入試課入学試験係に提出してください。

編入学願書	本要項に添付の用紙により作成してください。
志望理由書	本要項に添付の用紙を用いて、志願者本人が直筆で記入してください。(800字以内)
最終学校の学位授与証明書又は卒業証明書	在学中の者は卒業見込証明書(出身学校所定のもの)。成績証明書に卒業又は卒業見込みであることが記載されている場合は提出不要です。 上記4出願手続(1)のウにより出願しようとする者で、最終学年でないために卒業見込証明書が発行されないものは、「 <u>在学期間証明書</u> 」(本要項に添付の用紙を使用すること)。 上記4出願手続(1)のオにより出願しようとする者は、専修学校長が作成する「 <u>専修学校専門課程の修業年限及び課程修了に要する総授業時間数等の証明書</u> 」(本要項に添付の用紙を使用すること)。
学位記の写し又は学位授与証明書	学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者のみ提出してください。学位取得見込者は学位授与申請受理証明書を提出してください。(学位授与(申請受理)証明書は、大学評価・学位授与機構が作成したもの。)
最終学校の成績証明書	修得単位数を明記し、厳封したもの。
単位修得見込み申立書	上記4出願手続(1)のウにより出願しようとする者で、 <u>出願時点で60単位以上の修得がないものは、本要項添付の「単位修得見込み申立書」の様式に履修登録済みあるいは登録予定の科目名と単位数を記載して提出してください。</u> なお、上記内容が分かる書類(在学中の学校で発行される書類等)がある場合は、その名称を本要項添付の様式に記載し、「単位取得見込み申立書」と併せて提出してください。
写真	2枚(本要項に添付の受験票、写真票に貼付してください。)
TOEFL又はTOEICの成績証明書	出願資格クを参照し、①TOEFL-iBTまたは②TOEICの公式スコアの写しを出願時に提出してください。(2014(平成26)年8月19日以降に受験しているものが有効です。) <u>なお、選抜試験当日には必ず原本を持参し、受験票と併せて試験室において提示してください。提示された認定書は確認後に返却します。</u> また、提示が認められるのは、個人用公式認定書のオリジナルです。当日、提示がない場合は、失格となる場合がありますので、十分注意してください。

入学検定料 振込金証明書	<p>30,000 円</p> <p>納入方法は銀行振込となります。</p> <p>本要項に添付の振込依頼書に必要事項を記入の上、「電信扱」が利用できる金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・農協・漁協）窓口から振込してください。（ゆうちょ銀行・郵便局からの振込はできません。）</p> <p>振込手数料は、志願者負担となります。（北陸銀行本支店からの振込の場合、手数料はかかりません。）</p> <p>振込後、取扱金融機関の領収印が押印してあることを確認し、本要項に添付の「金沢大学人間社会学域法学類編入学入学検定料振込金証明書」を「金沢大学人間社会学域法学類編入学願書」の所定欄に貼付して提出してください。また、「領収書」は、大切に保管してください。</p> <p>※（１）通常、金融機関の窓口営業時間は午後３時までです。また、土・日・祝日は休業となりますので、注意してください。</p> <p>（２）ＡＴＭ（現金自動預払機）、携帯電話、パソコン等からは振込できないください。</p> <p>出願書類受理後は、どのような事情があっても入学検定料の返還はしませんので注意してください。</p> <p>ただし、入学検定料の振込後、出願を取り止めた場合は返還手続を行うことができますので、下記担当課まで連絡してください。なお、返還の際は「領収書（本人控）」及び「振込金証明書（提出用）」が必要になります。</p> <p>担当課 金沢大学財務部財務管理課出納係 〒920-1192 金沢市角間町 電話 (076) 264-5059～5060</p>
受験票送付用 封筒	本要項に添付の封筒に郵便番号、住所、氏名を明記の上、362 円切手（速達分）を貼付してください。
住所票	本要項に添付の用紙により作成し、郵便番号、住所、氏名を明記してください。
在留カードの写し又は外国人登録証明書の写し	外国人留学生のみ提出してください。 （表面・裏面の写しを提出してください）

## 5. 選考方法等

合格者の選考は、小論文及び面接の得点を合計した数値によって行われます。

- (1) 筆記試験 小論文（法学・政治学に関連した問題）（200 点満点）
- (2) 面接 専門的素養を含みます。（100 点満点）
- (3) 試験日時

月 日	時 間	検 査 内 容
9 月 6 日（火）	9：00 ～ 11：00	小 論 文
	13：00 ～	面 接

- (4) 試験場 金沢大学人間社会学域法学類
- (5) 受験上の注意事項

- ① 試験当日は、午前 8 時 40 分までに集合してください。
- ② 受験の際には、受験票を必ず携帯してください。

## 6. 合格者発表

2016 年 9 月 30 日（金）午前 10 時

金沢大学法学類掲示板に掲示するとともに、合格者には郵便で通知します。電話による合否の

問い合わせには一切応じません。法学類ホームページでも、合格者（受験番号）を発表します。

## 7. 入学手続

(1) 2016年11月中旬に合格者あてに通知します。

また、受験票は入学手続時に必要なため、保管をお願いします。

(2) 入学手続期間に入学手続を完了しない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

【参考】入学手続時に必要な経費

入学料 282,000円（予定）

(注) 上記の納入金額は予定額であり、入学時に入学料が改定された場合には、改定時から新入学料が適用されます。

(3) その他の経費

本学では学生生活における事故等に備え、必要な保険に加入することを強く推奨しております。

学生教育研究災害傷害保険料 1,750円（2年分）（予定）

## 8. 授業料

授業料（前期分） 267,900円（予定） （年額535,800円）（予定）

(注) 上記の納入金額は予定額であり、入学時又は在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

## 9. 個人情報の保護

金沢大学では、「国立大学法人金沢大学個人情報管理規程」等を制定し、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。

本学が入学者選抜を通じて取得した個人情報及び入学手続時に提出いただく全ての書類に記載されている個人情報は、次の業務で利用します。

(1) 入学者選抜及び入学手続に関わる業務

(2) 入学後の学籍管理、修学指導に関わる業務及び健康診断等の保健管理に関わる業務

(3) 入学後の本学ポータルサイト利用、学内LAN利用、図書館利用及び図書貸出し等の学内サービス業務

(4) 入学料免除、授業料免除、奨学生選考等の修学支援に関わる業務

(5) 入学料・授業料の納入に関わる業務及び収納業務を委託する金融機関での必要な業務

(6) 入学者選抜に関する個人が特定できない形で行う調査研究業務

(7) 卒業（修了）生に対する学習成果等調査（アウトカムズ・アセスメント）、同窓会活動への支援等に関する業務

(8) その他、個人が特定できない形で行う統計処理業務

## 10. その他注意事項

(1) 出願書類受理後の記載事項の変更、提出書類等の返却は認めません。

(2) 出願書類等に虚偽の記載及び不正な申告があったときは、入学を認めないことがあります。また、入学後に書類等の虚偽記載又は不正な申告が判明した場合も入学許可を取り消すことがあります。その場合、振り込まれた入学料については返納しません。

(3) 出願に関する事項その他について、郵便で照会するときは、返信用封筒（定形、82円切手を貼付し、受信者の郵便番号、住所及び氏名を明記したもの）を同封してください。

(4) 募集要項・出願書類用紙の郵送を希望するときは、封筒の表に「法学類編入学学生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（角形2号「240×332mm」）、250円切手を貼付し、受信者の郵便番号、住所及び氏名を明記したものを同封してください。

(5) 2008～2016年度編入学試験の問題、出題趣旨及び講評は、法学類ホームページ上に、PDF

ファイルを掲載しています。それ以前の過去の編入学試験の問題は、法・経済学務係で閲覧・一時借出をすることができます。なお、コピーの郵送は、著作権法上の問題があるため、一切しておりません。

<http://law.w3.kanazawa-u.ac.jp/home/prospective/>

出願事項照会先・募集要項請求先

〒920-1192 金沢市角間町

金沢大学人間社会系事務部学生課法・経済学務係（法学類担当）

電話 (076) 264-5456, 5466

#### 【参考データ：入試結果概要】

年 度	志願者数	合格者数	入学者数
2012 年度	36	12	7
2013 年度	25	14	3
2014 年度	17	13	4
2015 年度	25	10	4
2016 年度	21	11	5

## 金沢大学人間社会学域法学類入学案内

### 1. 金沢大学人間社会学域法学類受入方針（アドミッション・ポリシー）

法学類は本学独自の「学類」という名称を冠していますが、学べる内容は他大学の法学部と同じです。起源は1949年に創設された法文学部法学科であり、1980年には法学部へ改組し、2008年には現在の法学類となりました。この間、国内外の社会状況は大きく変化し、また、今後も常に変化しつづけることが予想される中で、個々人が他者と共生していくために必要である法と政治に関する基本的な理念や知識は今も昔も不変であり、そして将来も不変でありつづけることでしょう。このような認識の下、法学類では、法学・政治学を体系的に学ぶことを基本としつつ、さらに、現代社会の課題を発見し解決するためには欠かすことのできない、他者に対する共感力と、問題解決のための創造力を養うことを目標としています。

法学類生の主要な進路は官公署・企業・大学院です。そのため、法学類では、希望進路に対応する、公共法政策・企業関係法・総合法学という3つのコースを設けています。各コースへの所属は編入（3年）時に決定されますが、総合法学コースへの所属には、入試時の成績が一定基準以上であることが条件となります。他の2コースは希望通りの所属となります。

#### 求める人材

- ・すでに修得した法学以外の専門分野の知識を生かし、さらに法学を学ぶことによって社会に貢献し得る能力を獲得したいと願っている人
- ・すでに修得した法学・政治学の基本的知識を前提に、これらをさらに深く学ぶことによって法律・政治に関する様々な事象や問題を探究・解決する能力を獲得したいと願っている人

#### 選抜の基本方針

一定の英語能力を有していることを前提として、小論文及び面接により、日頃から社会問題に対す

る強い関心を有しているか、大学での法学・政治学の学習に必要な基礎的知識を備えているか、他者の考えを正確に理解し自分の意見を論理的に表現するコミュニケーション能力があるか、などを総合的に評価します。

#### 入学までに身につけて欲しい教科・科目等

- ・高等学校で履修した様々な科目の内容について理解していること
- ・法律や裁判例の読解、政治的問題の把握、これらに基づく私見の提示・論述に必要な国語力を十分に修得していること
- ・社会的・国際的諸問題の本質を探究し、その解決を図るために必要な社会科目や外国語科目の学力を十分に修得していること

## 2. 金沢大学人間社会学域法学類とは

### 法学類の概要

人間社会学域法学類は、本学の組織再編により、法学部を母体として2008年度に発足しました。法学類の目標は、現代社会に対して幅広い関心を持ち、より良い社会の実現のために法的、政策的な観点から問題の解決策を導き出せる人材を育成することです。こうした目標のもと、法学類には、具体的な学習目標や卒業後の進路などに対応して3コースが設置され、法学や政治学を体系的に学ぶことのできるカリキュラムが編成されています。法学類は、公務員、企業人、団体職員、研究者、法曹関係者など、社会に多様な人材を送り出してきた法学部の伝統と実績を受けつぎ、さらに発展させます。

#### ● 公共法政策コース

「公共法政策コース」では、法律と行政・社会の関係について理解し、高度に専門化した行政・公共部門で活躍できる人材の育成をめざします。

そのため、社会の公的枠組みを形成している憲法や行政法といった法分野の理解を深めるとともに、政策形成のプロセスを扱う政策過程論や公共政策論、複雑な行政任務に対応するために必要な隣接分野への理解も深めていきます。

#### ● 企業関係法コース

「企業関係法コース」では、企業の経済活動にかかわる法律や企業活動から生じる法的問題の理解を深め、企業で活躍できる人材、企業法務を担う人材の育成をめざします。

また、企業活動にかかわる基本ルールを理解を前提に、最前線において生じる問題を扱う知的財産法や倒産法などの分野、あるいは国際化にともなう国際取引法や国際私法などの分野についても学びます。

#### ● 総合法学コース

「総合法学コース」は、法学に関する高度の専門知識と問題解決能力を修得したい学生や、法科大学院や法学系大学院への進学をめざす学生のニーズにこたえるコースです。

このコースに所属する学生は「法学」の体系や法の理念・歴史など基本的分野について幅広く学ぶとともに、判例研究や総合法学演習などを通じて、大学院における学習のための基礎的能力をも修得することになります。

## 卒業後の進路

法学類生の卒業後の進路は多様です。法学類卒業後、より高度な専門知識の修得や学問的関心の充足を図りたいという学生の要請に対応して、人間社会環境研究科(博士前期課程)が設置されており、博士後期課程への進学を希望する場合には、同研究科(博士後期課程)に進学することができます。かつての法学部からは、これまで多数の学生が大学院に進学しており、多くの研究者が巣立っています。また、法曹界を志望する場合には大学院法務研究科(法科大学院)に進学することができます。国家公務員・地方公務員になる者は、毎年の卒業生の約30%を占めています。民間一流企業への進出も著しく、その分野も金融機関をはじめ、マスコミ、サービス業など多岐にわたっています。

## 3. カリキュラムの説明

2017年度編入学生が金沢大学法学類を卒業するのに必要な単位数は、共通教育科目36単位以上(法学類細則及び別表第1参照)、専門科目90単位以上(法学類細則及び別表第2参照)で、在学する3年生と同じカリキュラムにより単位を修得することになります。編入学生の既修得単位の扱いについては、法学類細則第8条によります。

なお、教育職員免許状の取得や国家試験の一次試験免除のためには、一定の共通教育科目の単位修得が必要となりますので注意してください。

### 法 学 類 細 則 (抄)

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則(以下、「本細則」という。)は、金沢大学人間社会学域法学類(以下「本学類」という。)における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則、金沢大学履修規程(以下「履修規程」という。)、金沢大学共通教育科目に関する規程(以下「共通教育科目規程」という。)及び金沢大学人間社会学域規程(以下「学域規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

#### 第2章 コースの決定、単位修得要件及び履修方法等

(所属コースの決定・学域規程第5条関係)

第2条 本学類に以下のコースを置く。

公共法政策コース

企業関係法コース

総合法学コース

2 学生は、第2学年の後期の所定の期日までに、前項のコースから志望するコースを選択し、学類長に届け出なければならない。

3 総合法学コースを志望する者は、コース選択時までの成績が、履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値で、2.0以上でなければならない。

4 総合法学コースの志望者が、30名を超過した場合は、コース選択時までのGPA値及び面接により、選考を行うことがある。

(転コース・学域規程第27条関係)

第3条 前条により決定した所属コースを変更しようとするときは、学類長に願い出なければならない。ただし、総合法学コースへの転コースは、認められない。

2 転コースの時期は、学期の始めとする。

3 転コースを許可された学生は、転コース後の所属コースにおいて、1年以上履修しなければならない。

(卒業に必要な単位数及び授業科目)

第4条 学域規程別表第2に定める卒業に必要な単位数の細目は、本細則別表第1の定めるところによる。

2 学域規程別表第3に掲げる授業科目(以下、「学域共通科目」という。)及び別表第4のうち、本学類の提供する授業科目の履修方法は、本細則別表第2に定めるところにより、修得すべき単位数の細目は、所属コースごとに次のとおりとする。

公共法政策コース 必修4単位及び選択必修64単位の計68単位  
選択として選択科目から22単位以上

	合計 90 単位以上
企業関係法コース	必修 4 単位及び選択必修 58 単位の計 62 単位 選択として選択科目から 28 単位以上 合計 90 単位以上
総合法学コース	必修 4 単位及び選択必修 46 単位の計 50 単位 選択として選択科目から 40 単位以上 合計 90 単位以上

- 3 学域共通科目については、2 単位に限り、選択必修の単位数に充当することができる。
- 4 選択必修科目の修得すべき単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位として認定する。
- 5 本学類の提供する授業科目以外の授業科目（学域規程第 38 条に定める教職に関する科目を除く。）については、24 単位まで（ただし、公共法政策コース所属の学生においては 22 単位まで）、本学類の選択の単位として認定する。
- 6 総合法学コースに所属する学生が、第 3 条第 1 項本文の規定により、転コースをした場合において、すでに総合法学演習又は判例研究の単位を修得していたときは、選択科目の単位として認定する。

（特別な履修手続）

第 5 条 学生は、次の各号に掲げる授業科目の履修については、履修規程第 8 条に定める履修登録手続のほか、それぞれ当該各号に定める時期に、所定の申請書を提出しなければならない。

- (1) 演習 第 2 学年以降で、後期の掲示によって指示する時期
- (2) インターンシップ 第 3 学年以降で、前期の履修登録手続期間内
- (3) 判例研究 第 3 学年以降で、開講学期の履修登録手続期間内
- (4) 卒業論文 第 4 学年以降で、前期の履修登録手続期間内

- 2 インターンシップは、休学その他やむを得ない事情がある場合を除き、第 3 学年において履修するものとする。
- 3 第 3 学年前期の履修登録手続期間内に第 19 条の規定による早期卒業の申請をした学生は、第 3 学年において卒業論文を履修することができる。

（重複履修の制限）

第 5 条の 2 同一曜日・時限に提供される異なった授業科目は、同時に履修することができない。集中講義としての開講期間が重なる授業科目についても、同様である。

2 授業科目名を同じくする科目は、重ねて履修することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 過去に履修登録したが、単位を認定されなかった授業科目を再履修する場合
- (2) 同一学期に提供される外国書講読・基礎演習及び特講について、異なる教員が提供する同一科目を重複履修する場合
- (3) 同一教員が提供する外国書講読・基礎演習及び特講について、異なる学期に提供される同一科目（授業内容が同一である場合を除く。）を再履修する場合

（演習の履修要件、所属決定等）

第 6 条 学生は、本細則別表第 1 に定める全学共通科目 5 単位、総合科目・テーマ別科目 2 単位、一般科目の人間 4 単位、社会 4 単位及び自然 2 単位、言語科目 8 単位並びに専門基礎科目（学域共通科目を除く）のうちから 4 単位を修得しなければ、演習を履修することができない。

- 2 演習の志望者が、担当教員の定める定員を超過した場合は、担当教員の選考により所属者を決定することがある。
- 3 本学類専任教員及び法務研究科専任教員の提供する演習以外の演習は、選択科目としてのみ履修することができる。

（再入学生の取扱い）

第 7 条 再入学生の選考に係る手続、再入学生が属する年次、在学期間、再入学生の既修得単位の認定その他、再入学生の取扱いについては、別に定める。

（編入学生の単位修得要件等についての特則）

第 8 条 編入学生に係る、第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、別に定める。

2 編入学生は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、本細則別表第 1 の定める卒業に必要な単位数のうち、共通教育科目 36 単位及び専門基礎科目 6 単位を含む 60 単位を履修したものとみなす。

3 第 6 条第 1 項の規定は、編入学生には適用しない。

（教育職員免許状取得のために必要な単位の修得等）

第 9 条 教育職員免許状を取得するために必要な単位の修得要件、履修方法等については、別に定める。

（他学類の学生による履修の制限）

第 10 条 他学類の学生は、共通教育科目規程第 4 条に定める開放科目として履修する場合を除き、次の各号に掲げ

る授業科目を履修することができない。

- (1) 外国書講読
- (2) 海外語学研修
- (3) 基礎演習
- (4) 演習
- (5) 総合法学演習
- (6) 判例研究
- (7) 卒業論文

### 第3章 試験及び成績評価

(授業科目の成績評価の目的及び方法)

第11条 成績評価は、各授業科目のシラバスに記載された学習の目的・目標の達成度を評価することを目的として、定期試験、レポート、授業への参加度その他シラバスに記載された方法により行う。

(定期試験の実施)

第12条 定期試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(追試験願の添付書類)

第13条 学域規程第17条に規定する、追試験の願い出には、定期試験の当日に受験することができなかったやむを得ない事由を証明する書類を添付しなければならない。

(卒業論文及び判例研究の提出方法等)

第14条 卒業論文及び判例研究の提出方法、執筆要領等については、別に定める。

(成績評価に対する疑義申立て)

第15条 本学類の提供する授業科目の成績評価に対する、履修規程第16条に定める疑義申立ての手続に関し必要な事項は、本条に定めるもののほか、成績通知表交付時に公示する。

2 学生は、授業科目の成績評価に疑義があるときは、授業科目担当教員が公表する採点の要点又は講評を熟読の上、授業科目担当教員に疑義の照会をしなければならない。ただし、非常勤講師の担当科目については、この限りでない。

3 学生は、前項の照会によっても疑義が解消しないときは、成績評価に対する疑義の申立てをすることができる。

4 前項の申立ては、授業科目の成績評価が成績評価基準に照らして不相当と考える理由を具体的に説明して行わなければならない。

(GPA値の利用項目・学域規程第20条第1項関係)

第16条 学域規程第20条の規定により、本学類においてGPA値を利用する項目は以下のとおりとする。

- (1) 学域規程第26条第1項及び本細則第20条第1項の規定による、本学類への転学類の出願資格の設定
  - (2) 本細則第2条第3項及び第4項に定める、総合法学コースの選択要件の設定及び志望者数が受け入れ上限数を超過した場合に実施する選考
  - (3) 学域規程第21条第2項及び本細則第19条に定める、早期卒業の申請要件及び卒業要件の設定
  - (4) 金沢大学学生特別支援制度規程に基づく、学業奨励支援として給付される奨学金の給付対象者の選考
- (再履修科目がある場合のGPA値の算出・学域規程第20条第2項関係)

第17条 不可又は放棄と評価された授業科目を次学期以降に再履修した場合は、再履修分のみを履修規程第14条第3項に定める、履修登録した授業科目の単位数の総和に算入する。

(GPA対象外科目とする授業科目・学域規程第20条第3項関係)

第18条 学域規程第20条第3項の規定による、GPA対象外科目とする授業科目については、別に定める。

### 第4章 卒業

(早期卒業・学域規程第21条関係)

第19条 学生は、第3学年前期又は後期の履修登録手続期間内に、3年の在学をもって卒業すること（以下、本条において「早期卒業」という。）の申請をすることができる。

2 早期卒業の申請をするには、直近の学期までのGPA値が3.0以上であり、かつ修得単位数が、申請の時期に応じた以下の基準に達していなければならない。

イ 第3学年前期の履修登録手続期間内に申請する場合 84単位以上

ロ 第3学年後期の履修登録手続期間内に申請する場合 105単位以上

3 早期卒業の申請をした者については、第3学年の終了時において、学域規程第21条第1項、別表第2及び本細則別表第1に定める卒業に必要な単位を修得し、かつGPA値が3.0以上である場合に限り、早期卒業を認定する。

第5章 転学類 (略)

第6章 雑則

(改正)

第21条 本細則の改正は、学類会議の議による。

(補則)

第22条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は、学類会議が定める。

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則 (第6条第3項, 第4項関係)

この細則は、平成21年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附則 (第5条第3項関係)

この細則は、平成21年10月13日から施行する。

附則 (第18条関係)

この細則は、平成22年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附則 (第4条第6項, 第5条第4項, 第7条, 別表第2関係)

1 この細則は、平成23年2月7日から施行する。

2 改正後の第4条第6項, 第5条第4項及び別表第2は、平成20年度入学者から適用する。

附則 (第2条第3項, 第5条第1項, 第15条第1項, 第16条第4号, 第17条関係)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第16条第4号の改正に係る部分は、平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則 (別表第2関係)

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附則 (第5条4項, 第5条の2, 第10条, 別表第2関係)

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前の入学者については、改正後の第5条の2の規定を除き、なお従前の例による。

附則 (第4条第2項, 第5項, 第5条の2第2項, 第6条, 第10条, 第19条第2項, 別表第2関係)

この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

別表第1 卒業に必要な単位数の細目（第4条第1項関係）

区 分		修得すべき単位数及び条件		
共通教育科目	全学共通科目	導入科目	大学・社会生活論 1単位 初学者ゼミ 2単位	
		情報処理基礎	2単位	
	総合科目・テーマ別科目		2単位以上	
	一般科目	人間	36単位 以上	4単位以上
		社会		4単位以上
		自然		2単位以上
		基礎科目		
	言語科目	英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	2言語各8単位、計16単位以上	
初習言語A・B・C				
専門基礎科目		90単位	6単位以上	
専門科目		以上		
卒業に必要な単位数		126単位以上		

注1 共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規程第3条第1項の定めるところによる。

2 言語科目の履修細目については、別に定める。

別表第2 専門科目の履修方法（第4条第2項関係）

（注）

- 1 単位数欄の\*印は、単位の分割認定が可能な授業科目である。
- 2 科目によっては、年度により開講しないことがある。また、開講学期は変更することがある。
- 3 特講として開講する授業科目は、毎学期の初めに、公示する。
- 4 法学検定試験委員会が実施する法学検定試験の合格者には、申請により、次の通り「法学概論」又は「特講」の単位を認定する。申請の方法等については、別に定める。
  - (1) ベーシック〈初級〉コース 「法学概論」2単位（「法学概論」保留者のみ）
  - (2) スタンダード〈中級〉コース 「特講（法学検定Ⅰ）」2単位
  - (3) アドバンスト〈上級〉コース 「特講（法学検定Ⅱ）」4単位
- 5 教職限定とある授業科目は、教職に関する科目「教師論」または「教育の理念と歴史」の単位を修得済みで、かつ教員免許を取得する意思を有している者のみ履修可。ただし、第4条第5項の規定により、他学類の提供する授業科目として履修することを妨げない。
- 6 「演習」は、指導教員の開講する「演習」4単位を必修とし、これとは別に、指導教員または指導教員以外の開講する「演習」を合計8単位まで、4年次に履修することができる。

別表第2 専門科目の履修方法(第4条第2項関係)

科目区分	授業科目	単位数	最低履修可能年次						修得最低単位数 (必修単位数)				備考
			開講学期						公共法政策コース	企業関係法コース	総合法学コース	編入学生	
			1年		2年		3年						
			前期	後期	前期	後期	前期	後期					
専門基礎科目	法学概論	2	2										
	政治学	2	2										
	民法入門	4		4								任意選択	
	学域共通科目	18		12	4	2							2単位のみ必修に充当可
(公共法政策系) 基本科目Ⅰ	憲法第一部	4		4									
	憲法第二部	4			4								
	行政法第一部	4				4							
	刑法第一部	4			4								
	刑法第二部	4				4							
	国際法第一部	4				4							
	公共政策論	4			4								
	政治思想史	4			4								
	行政学A	2				2							
(企業関係法系) 基本科目Ⅱ	民法第一部	4			4								
	民法第二部	4				4							
	民法第三部	4			4								
	商法総則・商行為法	4			4								
	会社法第一部	4				4							
基本科目Ⅲ	税財政法	4						4					
	労使関係法	2					2						
	雇用関係法	4						4					
	社会保障法	4						4					
	民法第四部	4						4					
	家族法	2						2					
	民事訴訟法	4					4						
	経済法	4					4						
応用科目Ⅰ	行政法第二部	4					4						
	地方自治法	2						2					
	国際法第二部	4					4						
	刑事訴訟法	4					4						
応用科目Ⅱ	計量分析	2					2						
	計量分析実習	2						2					
	政治学各論A	2					2						
	政治学各論B	2						2					
	政策過程論	4					4						
	政治社会学	4					4						
	行政学B	2						2					
	政治コミュニケーション論A	2					2						
政治コミュニケーション論B	2						2						

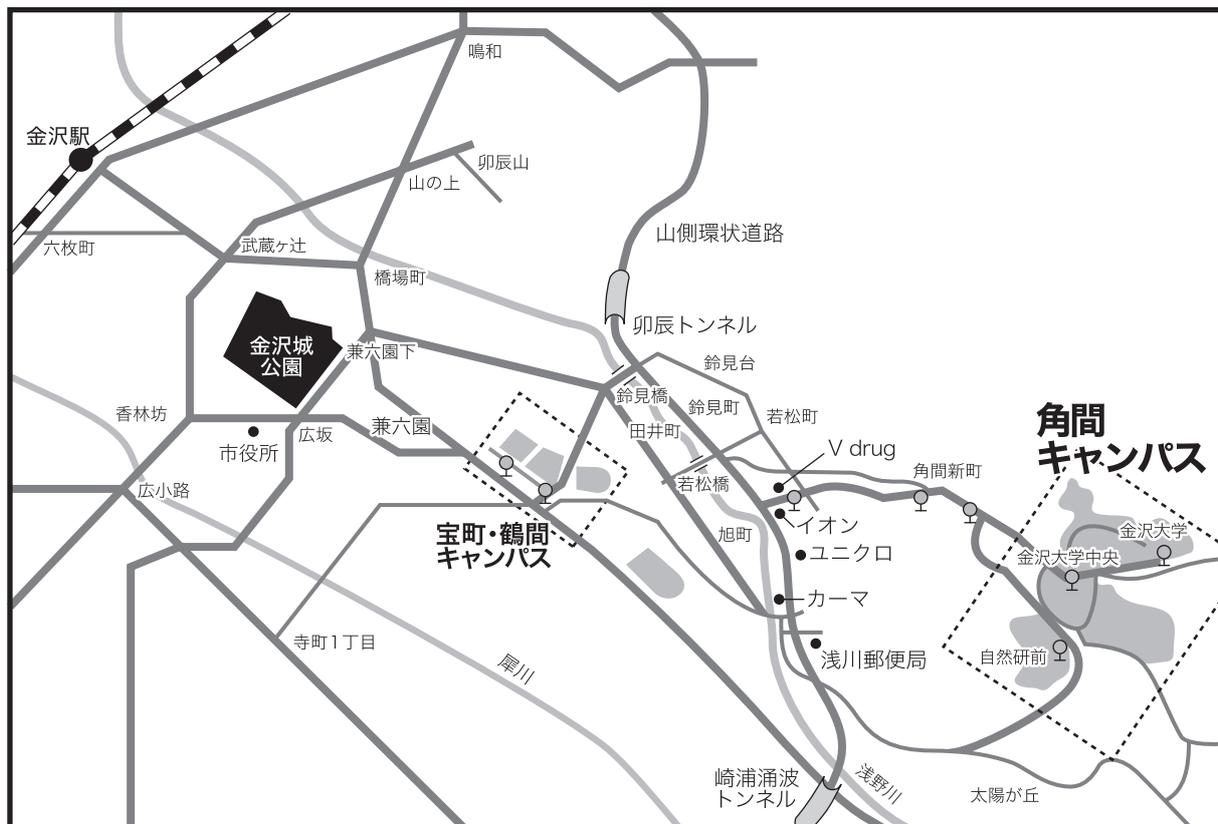
科目区分	授業科目	単位数	最低履修可能年次						修得最低単位数 (必修単位数)				備考				
			開講学期						公共法政策 コース	企業関係法 コース	総合法学 コース	編入学生					
			1年		2年		3年										
			前期	後期	前期	後期	前期	後期									
応用科目Ⅲ	会社法第二部	4					4		任意 選択	10 以上	任意 選択	任意 選択					
	手形法・小切手法	2						2									
	民事執行・保全法	2						2					隔年開講				
	倒産法	2						2					隔年開講				
	知的財産法	4					4										
	国際経済法	2						2									
	国際私法	4					4										
	国際取引法	4						4									
	外国法	4						4									
応用科目Ⅳ	法理学	4						4	任意 選択	任意 選択	4 以上	任意 選択					
	日本法制史	4					4										
	西洋法制史	4						4									
	東洋法制史	4					4										
選択科目	法思想史	2						2	任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択	隔年開講				
	刑事政策	2						2					隔年開講				
	少年法	2						2					隔年開講				
	法医学	2					2										
	法律実務	2		2													
	インターンシップ	2					2						原則3年次に履修すること				
	特講	*12					12										
	特講（法学検定Ⅰ）	2					2										
特講（法学検定Ⅱ）	4					4		注4参照									
他学類等と共通	哲学概論A	2						2	任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択					
	哲学概論B	2						2									
	社会学	2					2										
	環境政策	2					2										
	社会福祉総論Ⅰ	2					2										
	社会福祉総論Ⅱ	2					2										
	国際関係論	2					2										
	国際機構論	2					2										
	国際政治史	2					2										
	政治外交史	2					2										
	比較政治学	2					2										
演習科目	外国書講読	*10					10		任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択					
	海外語学研修	*4			2または4												
	基礎演習	*6			6												
	演習	*12					12	4以上					4以上	4以上	4以上	同一教員の演習は、8単位まで履修可	
	総合法学演習	*4					2	履修不可					6 以上	履修不可	履修不可	同一教員の総合法学演習は2単位のみ認定	
	判例研究	*4					2	履修不可								履修不可	同一教員の判例研究は2単位のみ認定
	卒業論文	6					6	任意 選択								任意 選択	任意 選択

## 法学類教員名簿（2017（平成29）年度予定）

	主要科目	教授	准教授	講師
基礎法学	法理学 日本法制史 西洋法制史 東洋法制史 外国法 環境政策	足立 英彦  中村 正人 東川 浩二	丸本 由美子   大野 智彦（準）	
公法学・社会法学	憲法 行政法 税財政法 国際法 刑法 刑事訴訟法 雇用関係法 社会保障法	稲角 光恵 永井 善之  名古 道功 石田 道彦	山崎 友也 長内 祐樹 平川 英子  大貝 葵	
民事法学	民法  民事訴訟法 商法  国際私法・国際取引法 経済法 知的財産法	合田 篤子    齊藤 高広 大友 信秀	高 秀成 福本 知行 永江 亘 村上 裕 羽賀 由利子	
政治学	公共政策論 政治社会学 政策過程論 計量分析 政治思想史 政治コミュニケーション論	西村 茂  岡田 浩 仲正 昌樹	木村 高宏   山本 竜大	河合 晃一

（準）は法学類準専任教員を表します。準専任教員は他の学類、センターなどの専任教員ですが、同時に法学類専任教員に準じて法学類の授業科目を担当します。この他に、大学院法務研究科（法科大学院）および他学類の専任教員が法学類の授業科目を担当することもあります。

## 金沢大学所在地略図



## 金沢大学法学類へのアクセス

### 【路線バス利用の場合】

J R 金沢駅兼六園口（東口）バスターミナルから「金沢大学（角間）」行き乗車，「金沢大学（終点）」下車，徒歩1分（J R 金沢駅から約35分）

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で3分程かかります。

### 【タクシー利用の場合】

J R 金沢駅から約20分

### 【小松空港まで航空機を利用の場合】

空港連絡バス「市内経由金沢駅」行き乗車，「香林坊（アトリオ前）」下車（乗り換え），「香林坊（中央公園前）」から「金沢大学（角間）」行き乗車，「金沢大学（終点）」下車，徒歩1分（所要約1時間）

※「金沢大学中央」で下車した場合は徒歩で3分程かかります。

## 金沢大学人間社会学域 法 学 類

〒920-1192 金 沢 市 角 間 町

電 話 (076) 264 - 5456, 5466

法・経済学務係

(人間社会第2講義棟1階)

<http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/>